

各論（電子納付）（2 読）

民訴費用法第 8 条（納付の方法）及び第 13 条（郵便切手等による予納）等の規律を改め、次のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- 1 訴え提起がオンラインで行われる場合には、訴え提起手数料及び手数料以外の費用（保管金）の納付について、現金の電子納付その他の電子情報処理組織等を利用する方法に一本化して行うものとする。
- 2 訴え提起時に納付する訴状の送達費用等については、郵券により予納する規律を廃止し、これに相当する費用相当額を訴え提起手数料に組み込んで、手数料に一本化することとする。
- 3 書面による訴え提起を一定範囲で許容することになった場合であっても、その際の訴え提起手数料及び手数料以外の費用（保管金）の納付については、原則として、現金の電子納付その他の電子情報処理組織等を利用する方法に一本化して行うものとする。

（補足説明）

1 オンラインでの訴え提起等がされた場合の電子納付への一本化について

裁判手続の I T 化により、訴え提起等がオンラインで行われる場合には、そもそも収入印紙を貼付する紙の訴状が存在しない上、裁判所に赴くことなく、24 時間 365 日いつでも、オンラインにより訴え提起等とともに手数料等の納付を併せて行うことを可能とするニーズは高く、それが利用者の通常の意味と考えられる。

第 8 回研究会においても、オンラインでの訴え提起がされる場合には、手数料及び保管金の納付を電子納付に一本化することについて、収入印紙や郵券を取り扱う機会を極力減らしていくことが当事者の負担軽減等の観点から合理的であり、現行のペイジーによる電子納付においても、手数料が原則不要で A T M での

支払が可能とされており、一本化による弊害は考えにくいとして積極的な意見がみられたところである。

なお、従来の収入印紙や郵券を含む、多様な納付方法を残す選択肢に言及する意見もあったが、ATMやインターネットバンキングの普及状況等に照らせば、オンラインでの訴え提起を行いつつ、収入印紙や郵券で手数料等の納付をあえて認める具体的・合理的ニーズは容易に想定し難い（研究会資料9-2・2頁）。また、裁判手続のIT化により、訴訟記録が全面的に電子化されてシステム上で電子データとして管理されることが見込まれているところ、仮に上記のような取扱いを許容すれば、これらの電子データとは別に、収入印紙や郵券等の継続的管理を行う必要が生じ、これは裁判の事務負担や運用コストの合理化という観点からも相当とはいえない（注1）。

現行制度でも、督促手続オンラインシステムでは、ペイジー利用による手数料納付でシステム上完結する形が実現され、保管金についても、手数料と同時に電子納付されるのが一般的とされており、裁判手続のIT化により、オンラインによる訴え提起が導入された場合には、同様の一括した電子納付の方法を実現し、かつ、その方法に一本化していくことに合理性があると思われるが、この点について、どのように考えるか。

（注1）手数料の納付方法を電子納付に限っている例として、不動産登記の登記事項証明書等の交付をオンラインで請求する場合があります、手数料の納付方法はペイジーによる電子納付に限られている（不動産登記規則第194条第3項、第205条第2項参照）。

2 予納郵券制度を廃止し、送達費用を手数料に組み込んで一本化すること

第8回研究会において、郵券を予納させる制度を廃止し、送達費用を手数料に組み込んで一本化してはどうかとの意見が出されたところである。

この点、訴え提起手数料に訴状等の送達に要する費用を組み込んだ新たな仕組みを導入して手数料に一本化し、電子手続により一括して納付することができれば、裁判の利用者にとっては事務手続として明確・簡便であり、特に郵券の購入・持参・還付の負担から解放されるメリットが期待される。訴状の送達について、システム送達とともに従来の書面送達が併存する場合であっても、書面送達の場合

合には、送達に要する郵便料相当額については、訴状等の書類の分量に応じた定量的・定額取的取扱いを行うことや、別途追加の送達費用相当額を手数料として納付する規律を採用することなどにより、対応が可能であり、手数料への組み込みによる一本化を制度化することは実現可能と思われる。

この点についてどのように考えるか。

3 書面による訴え提起が許容される場合の納付方法について

書面による訴え提起が一定の場面に許容されることとなったとしても、訴訟記録が全面的に電子化されることが予定されている以上、オンラインでの訴え提起の場合と同様、収入印紙や郵券による納付の機会やそれを管理する場面を極力廃止していくことが、当事者の負担の観点からも、裁判事務の合理化の観点からも、望ましい方向性と考えられる。今後の電子納付の普及見込み等に照らしても、書面による訴え提起の場合に限って、収入印紙や郵券を裁判所に持参等する取扱いを認める合理性はなく、そのような取扱いを許容しないこととしても、当事者の利便性や裁判を受ける権利を害するものではないと考えられる（もっとも、十分な利便性の確保された電子納付の利用環境が確保され、必要な利用広報がされることが前提となる。）。

そうすると、書面による訴え提起が許容される場合であっても、手数料につき収入印紙の貼付を原則とする現行の費用法の規律は見直すこととし、上記1及び2と同様に、訴状等の送達費用は訴え提起手数料に組み込んで一本化した上で、訴え提起一般について手数料・保管金の電子納付が原則的な納付方法である旨を明確に規定しつつ、その利用促進を図るべきであると考えられる。この点についてどのように考えるか（注2）。

(注2) 訴訟当事者が刑事施設被収容者の場合等、電子納付がおよそ困難と考えられる場合の規律については別途検討する必要がある、行政機関における手数料納付一般の実施状況や政府における議論状況等をも踏まえた更なる検討や制度設計が必要になるとと思われる。

その他、研究会では、クレジットカードによる支払を含め、多様な決済方法を導入するべきであるとの意見が出されたが、この点は、国民生活で幅広く用いられている支払方法を

中心に、具体的ニーズの程度やシステム導入に係る費用対効果、付加される手数料の負担の問題等を踏まえ、引き続き検討されるべき問題であると考えられる（研究会資料9-2・4頁参照）。